

栃木県業務委託検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境森林部、農政部及び県土整備部が所掌する設計、調査、計画、測量及び地質等の業務委託(以下「業務委託」という。)の検査について、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)(以下「規則」という。)第145条及び栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領第17条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 検査員は、検査班長、検査監、副検査監及び再任用職員(検査専門員)のうちから命ずるものとするが、特に必要が生じたときは、上記以外の職員のうちから命ずるものとする。

2 規則別表第2に規定する公所の長への特定委任事項に係る業務委託の検査及び規程第3条第2項第1号(天災その他不可抗力による損害の確認)第2号(契約が解除されたときの確認)及び第3号(部分払いに係る出来形部分検査)の検査を行う検査員は、前項の規定にかかわらず当該業務委託を所掌する課、又は出先機関の職員のうちから命ずるものとする。

(検査員の兼務)

第3条 特別の事由がある場合の他は、検査を実施しようとする業務委託の監督員に当該業務委託の検査を命じてはならない。

(中間検査)

第4条 中間検査は、第2条第1項の規定により任命される検査員が完成検査を行うこととなる工事については、技術管理課長が、また、同条第2項の規定により任命される検査員が完成検査を行うこととなる業務委託については、当該業務委託を所掌する課の長、又は出先機関の長が、それぞれ必要と認めるものについて実施するものとする。

(検査の重複執行)

第5条 中間検査は、完了検査の重複執行を妨げないものとする。

(検査の基準)

第6条 検査員は、契約図書に基づき別に定める「栃木県業務委託検査技術基準」に適合しているか否かを確認し、業務実施状況、成果品及び品質の検査をしなければならないものとする。

(完了検査)

第7条 検査員は、契約図書に基づき別に定める「栃木県業務委託検査技術基準」に適合しているか否かを確認し、業務の実施状況、成果品及び品質を検査しなければならないものとする。

(業務委託成績の評定)

第8条 検査員は、前条の完了検査において、業務委託を所掌する栃木県の各々が別に定める「委託業務成績評定要領」に基づき、委託業務成績を評定しなければならないものとする。

附 則(平成28年3月1日制定 森整第967号、農振第666号、技管第230号)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 「栃木県環境森林部業務委託検査要領」、「栃木県環境森林部業務委託検査要領の運用」、「栃木県農政部業務委託検査要領」は廃止する。